

理事の職務権限規程

2015年5月1日改定

(目的)

第1条 この規程は、定款第29条の規定に基づき、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という。）の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、代表理事、業務執行理事たる常務理事およびそれ以外の全ての理事をいう。

(法令の遵守)

第3条 理事は、法令、定款および本財団が定める規程等を順守するとともに、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本財団の目的遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令および定款の定めるところにより、本財団の職務を執行する。

(代表理事)

第5条 代表理事の職務権限は、次に掲げるもののほか、原則として別表に定めるとおりとする。

- (1) 代表理事として本財団を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第6条 常務理事の職務権限は、次に掲げるもののほか、原則として別表に定めるとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、事務局を統括するとともに、本財団の業務を執行する。
- (2) 代表理事に事故あるときまたは欠けたときは、代表理事の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則（2012年5月1日）

この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所の設立の登記の日から施行する。

附 則（2012年11月20日）

この規程は、2012年11月20日より施行する。

附 則（2014年5月1日）

この規程は、2014年5月1日より施行する。

附 則（2015年5月1日）

この規程は、2015年5月1日より施行する。

別 表

決裁事項	決裁権者	
	代表理事	常務理事
理事会の開催に関する事	○	
賛助会員の入会、退会、口数変更に関する事	○	
常設委員会の委員委嘱、解嘱、委員会の招集に関する事	○	
大臣宛申請の作成・提出に関する事	○	
大臣宛届出・提出、官庁宛報告・提出に関する事		○
規程の軽微な変更および細則、要領の制定・改廃	○	
書式の制定・改廃		○
特許権等の使用許諾に関する事	○	
一般寄付金の受入れに関する事	○	
外部に対する文書の発信		○
訴訟に関する事	○	
事業に関する事		
① 計画・実施・成果の発表に関する事	○	
② 行催事（講演会・シンポジウム等）の主催、共催	○	
③ 刊行物等の作成	○	
④ 委託契約等の締結（1件百万円以上のもの）	○	
⑤ ①～④以外のもの		○
総務に関する事		
① 印章の作成、廃棄	○	
② 保険（1件百万円以上のもの）	○	
③ 土地・建物の賃借に関する事	○	
④ 外部団体への加盟、脱退に関する事	○	
⑤ 記者発表（財団運営に係る重要なもの）	○	
⑥ 基準によらないこと	○	
⑦ ①～⑥以外のもの		○
人事・労務・安全に関する事		
① 職員（臨時職員を除く）、出向者の人事・給与に関する事	○	
② 客員研究者の委嘱・解嘱に関する事	○	
③ 海外出張に関する事	○	
④ 基準によらないこと	○	
⑤ ①～④以外のもの		○
経理に関する事		
① 建物の維持管理、物品等の購入（1件10万円以上のもの）	○	
② 資産の管理・運用に関する事	○	

決裁事項	決裁権者	
	代表理事	常務理事
③ 短期借入に関する事	○	
④ 資金収支予算の流用、予備費の使用	○	
⑤ 委託・リース契約等の締結（1件百万円以上のもの）	○	
⑥ 基準によらない事	○	
⑦ ①～⑥以外のもの		○
国連センター協力会に関する事		○
日本計画行政学会中部支部に関する事		○

※ 常務理事の決裁権限には、事務局長以下の決裁権限を含む。